

入会金及び月会費・成果連動報酬額 規定

【 社団法人 R A F 】

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 R A F (以下「社団」という。) 定款第 7 条の入会金及び月会費について定める。

(入会金の額)

第 2 条 入会金は理事会において別紙にて定める。

(月会費の額)

第 3 条 会員の月会費は理事会において別紙にて定める。

(入会金及び会費の納入)

第 4 条 正会員および賛助会員は、社団から会費の請求を受けたのち、社団が指定する期日及び指定する方法により会費を納入しなければならない。

(成果連動報酬額)

第 5 条 事業部門/外国人材受入事業の正会員に成果連動報酬を支給する。尚、賛助会員の成果連動報酬は無いものとする。金額は理事会において別紙にて定める。

(施行)

第 8 条 本規定は理事会の承認を経て、令和 5 年 10 月 1 日より施行される。

入会金・月会費・成果連動報酬額 (別紙)

【社団法人 R A F】

【管理部門/600】 理事/役員 理事会(事務局)運営

運營業務 / 経理・労務管理・ホームページ(情報公開)・公益認定にかかる事業報告

◆理事(役員)/入会金 800,000 円

◎理事(役員)会費/毎月 10,000 円

※理事報酬は外国人受入事業より支給 / A.月給・B.成果連動報酬・C.役員報酬

【事業部門/621】 外国人受入事業 / 収益事業

◆入会金 正会員・賛助会員/10,000 円 特別賛助会員/5,000 円

◎月会費

正会員/団体 30,000 円 (成果連動報酬あり)

正会員/企業・個人 15,000 円 (成果連動報酬あり)

賛助会員/企業・個人 10,000 円 (報酬なし)

特別賛助会員 5,000 円 (報酬なし)* 商工会議所会員等

【事業部門/622】 国際交流事業 / 公益事業 (基金設置)

◆入会金 3,000 円

◎年会費 12,000 円

【事業部門/623】 地域活性化事業 / 公益事業 (基金設置)

◆入会金 3,000 円

◎年会費 12,000 円

◎成果連動報酬額

○ 勧誘 1 社につき 5,000 円/月

○ 人材配属 1 名につき 15,000 円/月

(企業及び外国人定期面談/3 ヶ月に 1 回・管理業務/報告書作成等)

施行日：令和 5 年 10 月 1 日